

扶桑町国民健康保険税 簡易試算シート(令和7年度)

- 下記結果はあくまでも簡易的な試算であり、実際の保険税額と異なる場合があります。
- 特定同一世帯所属者、分離課税所得(土地・株式の譲渡所得等)のある方、専従者控除又は専従者給与のある方がみえる世帯や低所得による軽減対象世帯では実際の保険税額と異なる場合があります。
- 年度途中で国保に加入・脱退されたり、40歳・65歳の誕生日を迎える方が世帯内にみえる場合には、実際の保険税額とは異なります。

お名前		40歳～64歳の方…点線枠 年齢部分も計算が必要です。 それ以外の方…点線枠部分の計算は不要です。	A 前年所得金額 (所得の算出は次頁を参照)	B 前年所得金額-43万円 (Bが0円以下の場合は0円)
①			A①	B①:A①-43万円
②			A②	B②:A②-43万円
③			A③	B③:A③-43万円
④			A④	B④:A④-43万円

C	所得割 医療給付費分	D	所得割 後期高齢者支援金分	E	所得割 介護納付金分
C①	B①×8.11%	D①	B①×2.89%	E①	B①×2.50%
C②	B②×8.11%	D②	B②×2.89%	E②	B②×2.50%
C③	B③×8.11%	D③	B③×2.89%	E③	B③×2.50%
C④	B④×8.11%	D④	B④×2.89%	E④	B④×2.50%
計	C①+C②+C③+C④	D計	D①+D②+D③+D④	E計	E①+E②+E③+E④

F	均等割 医療給付費分 加入人数(未就学児除く)×34,800円 未就学児数×17,400円	G	均等割 後期高齢者支援金分 加入人数(未就学児除く)×11,530円 未就学児数×5,765円	H	均等割 介護納付金分 40歳～64歳の加入人数×12,700円
---	---	---	---	---	------------------------------------

I	平等割 医療給付費分 22,600円	J	平等割 後期高齢者支援金分 7,810円	K	平等割 介護納付金分 6,300円
---	-----------------------	---	-------------------------	---	----------------------

L	医療給付費分小計 C計+F+I(66万円を超える場合は66万円)	M	後期高齢者支援金分小計 D計+G+J(26万円を超える場合は26万円)	N	介護納付金分小計 E計+H+K(17万円を超える場合は17万円)
---	-------------------------------------	---	--	---	-------------------------------------

(L、M、Nはそれぞれ100円未満切り捨て)

O	年間保険税額 L+M+(N:40歳～64歳の方がみえる場合のみ)	P	1月あたりの保険税額 O÷12	Q	1期分あたりの保険税額 O÷9
---	-------------------------------------	---	--------------------	---	--------------------

所得金額について

① 紙給与の源泉徴収票をお持ちの方

源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」に書かれた金額が所得金額となります。

(国税庁タックスアンサーホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>)も併せてご覧下さい。)

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受 け る者 名	住 所 又 は居 所		(受給者番号)		
			(個人番号)		
			(受給者)		
			(フリガナ)		
			氏 名		
種 別		支 払 金 額	所得控除額 (調整控除後)	所得控除額の合計額	源泉徴収額
		円 千 円 百 円 角 銭	円 千 円 百 円 角 銭	円 千 円 百 円 角 銭	円 千 円 百 円 角 銭

② 年金を受給されている方

公的年金等に係る雑所得の所得金額は、下記の表により算出します。

(国税庁タックスアンサーホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1600.htm>)を併せてご覧下さい。)

公的年金等に係る難所得の金額 = 公的年金等の収入金額の合計額(a) × 割合(b) - 控除額(c)

公的年金等に係る難所得の速算表(令和2年分以後)

公的年金等に係る所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

公的年金等に係る総所得額の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合			
年金を受け取る人の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(a)	割合(b)	控除額(c)
65歳未満	公的年金等の収入金額の合計額が60万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	600,001円から1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円
65歳以上	公的年金等の収入金額の合計額が110万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	1,100,001円から3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

所得税の確定申告③が不要な範囲で年金②と給与①を得ている場合、所得金額は①と②の合計となります。

③ 確定申告書(控)をお持ちの方

「所得金額等」の「合計⑫※」欄に書かれた金額が、所得金額となります。

扶養親族扶助金		種類	扶助金額	扶助金額	扶助金額	扶助金額
収入金額等	事業費等	⑦				
	農業費	①				
	不動産	②				
	配当	③				
	給与	④				
	公的年金等	⑤				
	業務	⑥				
	その他	⑦				
	総額	⑧				
	一時	⑨				
所得金額等	事業費等	①				
	農業費	②				
	不動産	③				
	利息	④				
	配当	⑤				
	給与	⑥				
	公的年金等	⑦				
	業務	⑧				
	その他	⑨				
	⑨からまでの合計	⑩				
所得かかわる金額	合計	⑪				
	社会保険料控除	⑫				
	小規模事業者税控除	⑬				
	生命保険料控除	⑭				
	扶養保険料控除	⑮				
	扶養扶助金控除	⑯				
	扶助金控除	⑰				
	扶助金控除	⑱				
	扶助金控除	⑲				
	扶助金控除	⑳				